

中小企業等は最大 50 万円 個人事業主は最大 30 万円 が支給されます！

対象者・対象要件（すべての要件に該当）

- (1) 町内に本社機能（所在地）を置く法人（中小企業等）、個人事業主、その他法人又は町内に事業所を置く
商工会会員事業者
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により※、直接的又は間接的な影響を受け、令和2年1月から12月までの1年間の売上額（事業収入）が前年比で、10%以上減少している事業者
- (3) 町税等に滞納のない事業者

※新型コロナウイルス感染症を原因としない売上減少の場合は対象となりません。詳しくは、裏面の「**対象とならない例**」をご確認ください。

応援金の算定方法（※算定方法の詳細については、裏面のフローチャートを参考にしてください。）

令和2年1月から12月までの1年間の売上額が、前年（平成31年1月から令和元年12月）と比較して、10%以上減少している場合、減少率に応じて減少額と応援金上限（最大）額のどちらか低い方を給付額とします。

該当要件	減少率	応援金上限額
<ul style="list-style-type: none"> ■ 法人（中小企業等）、その他法人 ■ 飲食業を営む事業主 ■ 賃貸物件で営業している個人事業主 ■ 平成31年1月から令和元年12月の売上額が500万円以上の個人事業主 	30%以上	最大50万円
	20%以上～30%未満	最大40万円
	10%以上～20%未満	最大30万円
<ul style="list-style-type: none"> ■ 上記に該当しない個人事業主 	30%以上	最大30万円
	20%以上～30%未満	最大20万円
	10%以上～20%未満	最大10万円

申請方法

鷹栖町ホームページから申請書等をダウンロードして、以下の添付資料とともに裏面の申請窓口まで提出してください。

[トップページ](#) » [産業・ビジネスガイド](#) » [商工業](#) » [鷹栖町新型コロナウイルス感染症対応事業継続応援金](#)

※インターネット環境のない事業主の方は申請窓口へご相談ください。

【申請者全員に共通】

1. 鷹栖町新型コロナウイルス感染症対応事業継続応援金交付申請書（別記様式第1号）
2. 鷹栖町新型コロナウイルス感染症対応事業継続応援金交付申請額確認書（別記様式第2号）
3. 町税等納付状況調査同意書
4. 令和1年及び令和2年の1月～12月の売上額が確認できる書類の写し（確定申告書、売上台帳等）
5. 法人名義（個人事業主の場合は申請者名義）の振込先口座の通帳の写し
6. 飲食店営業許可証等の写し ※飲食業の方のみ

【個人事業主のみ】 上記1～6に加えて、個人事業主の方は以下の書類を添付してください。

7. 本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）の写し ※個人事業主の方全員
8. 賃貸物件で営業している場合は、賃貸契約書の写し ※該当となる方のみ

申請期間

令和3年4月1日（木）から令和3年6月30日（水）

対象者、応援金額確認フローチャート

令和2年1月1日現在、
鷹栖町内に本社機能（所在地）がありましたか。
または、鷹栖町商工会会員で町内に事業所がありますか。



対象となりません。



新型コロナウイルス感染症の影響により*1、令和2年1月から12月の1年間の売上額が前年比で、**10%以上***2減少していますか。



対象となりません。

※1 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の例
(記載は例示です。判断に迷った際は申請窓口までお問合せください。)

【対象となる例】

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出自粛の影響を受け、店舗への来客数が減少したことで売上が減少した。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、営業日数の減少や営業時間を短縮したことで売上が減少した。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大による営業自粛等の影響により、納品先の業者や飲食店からの発注数が減少したことで売上が減少した。

【対象とならない例】

- ・事業規模の縮小や事業の廃止など新型コロナウイルス感染症と関連性のない理由により、売上が減少した。
- ・農業を営んでおり、天候の影響や肥培管理など新型コロナウイルス感染症と関連性のない理由により、生産量が減少したことで売上が減少した。

※2 売上減少率確認表

① 平成31年1月～ 令和元年12月	② 令和2年 1月～12月	③ 減少額 (②-①) ※千円未満切捨て	④ 減少率 (③/①×100) ※小数点以下切捨て
円	円	円	%



応援金上限額(チラシ表面に記載) と③減少額を比較して低い方の金額が申請額となります。

※申請書提出後の審査の結果、支給できない場合がありますので、ご了承ください。

相談・申請窓口

商工会会員	商工会会員以外
鷹栖町商工会 〒071-1201 鷹栖町南1条1丁目1-26 TEL : 0166-87-2210 Mail : takasu87@rose.ocn.ne.jp	鷹栖町役場産業振興課 商工観光係 〒071-1292 鷹栖町南1条3丁目5-1 TEL : 0166-74-3582 Mail : sangyou3@town.takasu.lg.jp